

1 動物の保護管理に関する事業

(1) 県内収容頭数及び措置状況（和歌山市除く）

①収容状況

単位：頭・匹

		狂犬病	動愛法			計	前年度からの継続飼養
		抑留	所有者引取	拾得者引取	負傷収容		
犬	成	163	121	110	8	402	26
	幼		1	20	5	26	11
	計	163	122	130	13	428	37
猫	成		63	593	29	685	11
	幼		69	1161	29	1259	30
	計		132	1754	58	1944	41
その他	成				0	0	0
	幼				0	0	0
	計				0	0	0

*狂犬病抑留：狂犬病予防法に基づく犬の抑留

*動愛法：動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の収容（所有者引取、拾得者引取（警察からの依頼含む）、負傷動物収容）

*「幼」：収容時に生後90日齢以下のもの（推定含む）（以下同じ）

②措置状況

単位：頭・匹

		返還		引取取り下げ	譲渡	殺処分	計	次年度へ継続飼育
		狂犬病	動愛法					
犬	成	61	38	3	18	289	409	19
	幼		4	0	17	9	30	7
	計	61	42	3	35	298	439	26
猫	成		5	0	2	677	684	12
	幼		2	0	30	1233	1265	24
	計		7	0	32	1910	1949	36
その他	成		0	0	0	0	0	0
	幼		0	0	0	0	0	0
	計		0	0	0	0	0	0

*返還：「狂犬病予防法」に基づき抑留した犬、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき拾得・負傷収容した犬猫を飼い主に返還するもの

*引取取り下げ：動愛法に基づき実施した所有者から引き取りを取り下げしたもの